



委員会等活動成果

国際関係委員会 欧州調査部会

“The Actuary”の記事紹介

Pick Up

英国アクチュアリー会月刊誌「The Actuary」2004年1,2月号から

2004年2月20日

欧州各国国境を越える年金事業

～ cross-border pensions ～

1992年のEC生命保険第3次指令（単一免許導入－自国の免許による他加盟国での営業の自由化）の採択により、国境を越えた欧州生命保険市場が創造された。2003年6月、欧州裁判所はラムステッド(Ramstedt)訴訟判決で国境を越えた保険事業、特に年金の分野において画期的な判決を下した。ラムステッド訴訟とは、スウェーデンの保険会社スカンディア社の役員Ola Ramstedt氏が同社の通常の年金契約に代えて外国会社であるスカンディアUK社、スカンディアデンマーク社、スカンディアドイツ社と年金契約を結んだ件に関し、スウェーデン税務当局が国外の保険会社へ抛出した保険料の課税控除を拒否した事件で、スウェーデン最高裁判所から欧州裁判所(European Court of Justice)へ付託された訴訟である。スウェーデンの法律では、国内の保険会社に保険料を支払う雇用者には課税控除を与えるが、他の欧州連合加盟国の保険会社に保険料を支払う雇用者には、課税控除の特典を与えていない。本件で欧州裁判所は、税収減を防止するためにサービスの自由を縮小化することは欧州共同体条約第49条（サービスを提供する自由）に違反すると判断した。判決の影響はスウェーデンにとどまらず、同様の税制をとる多くの欧州他国に波及するとみられている。当記事ではこのほか、ドイツの保険会社への個人年金保険料抛出に対するフィンランド当局の課税差別に関するダナー(Danner)訴訟(2002年にラムステッド訴訟と同様の判決が下された)、欧州裁判所へ付託されたデンマークの年金課税差別事件、同様の事案でのイタリア、ベルギー、スペイン、フランス、ポルトガルに対する欧州委員会の警告、など欧州圏での国境を越えた年金事業に関する最近の事例も紹介している。

現在までのところ課税障壁が欧州圏での国境を越えた年金事業にとって高いハードルとなっている。しかし共通通貨ユーロの普及・定着の成功により、欧州圏の多くの国で国境を越えた年金市場の潜在的規模が拡大している。今後、税のハードルが取り除かれれば、かつて国境を越えた生命保険市場が構築されたのと同様に国境を越えた年金市場が構築されることが期待できる。アイルランドでは多くの大手生命保険会社が海外における生命保険事業を展開しており、国境を越えた生命保険事業の最初の中心であるルクセンブルグに追いつき、年金事業に関しても、欧州圏で同等な主導権をとる立場になりつつある。



英国の生命保険会社は会計の参入障壁により保護されてきた職域年金と個人年金の分野において5年以内に欧州圏の他国の保険会社との競合に直面することになろう。2004年5月には欧州連合の加盟国が15ヶ国から25ヶ国に拡大する。当記事では国境を越えた事業を展開する上で、英国の保険会社が、英国に活動拠点を置くのが最適か否かという点について、アイルランドを例にとり、税制、規制、技術が整った地域を近隣に求め、事業移転する「オフショアビジネス」の重要性を説いている。

原文をお読みにになりたい方は英国アクチュアリー会のHPをご覧ください。

<http://www.the-actuary.org.uk/>

FEATURE "Cross - border Pensions"